

報告第 7 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり監査委員の意見書を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 4 . 2 2)	— (1 9 . 2 2)	1 5 . 3 (2 5 . 0)	2 9 . 7 (3 5 0 . 0)

備考 括弧内は、若狭町の令和 7 年度決算に基づく早期健全化基準値

令和7年度若狭町一般会計等並びに一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和7年度若狭町一般会計等並びに一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和8年8月27日

若狭町長 渡辺 英朗 殿

若狭町監査委員	内藤 久幸
同	辻岡 正和

令和 7 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和 7 年度(%)	早期健全化基準(%)	備 考
① 実質赤字比率	—	1 4 . 2 2	
② 連結実質赤字比率	—	1 9 . 2 2	
③ 実質公債費比率	1 5 . 3	2 5 . 0 0	
④ 将来負担比率	2 9 . 7	3 5 0 . 0 0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和 7 年度の財政健全化審査における実質赤字額はなく、会計はおおむね良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和 7 年度の連結実質赤字額はなく、会計はおおむね良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和 7 年度の実質公債費比率は 1 5 . 3 % となっており、早期健全化基準の 2 5 . 0 % 以下となっている。

④ 将来負担比率について

令和 7 年度の将来負担比率は 2 9 . 7 % となっており、早期健全化基準の 3 5 0 . 0 % 以下となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。